

通学についての心得

児童生徒の安全を確保するため、次の事項を守ってください

1. 「登校準備」について

- (1) 小：家を出る前に**名札**（住所、氏名など記入）・**児童生徒証**を持つ。
- (2) **欠席や遅刻の場合は、必ず学校に連絡する。**
※前日までにわかっている場合はGoogleのフォームに入力するか、連絡帳に記入する。
電話（Tel**0742-44-0112**）の場合は、月～金曜日の**午前8時30分～午後5時00分**の間に学校へ連絡する。
※当日、欠席もしくは遅刻となる場合は、Googleのフォームに入力する。
電話の場合は、**午前8時30分以降に学校へ連絡する。**
- (3) 学校への欠席連絡は、以下の情報を伝えて下さい。
①発熱、②頭痛、③急性呼吸器症状（鼻水・鼻づまり、のどの痛み、咳の症状）
④下痢・腹痛、⑤吐き気・嘔吐、⑥発疹、⑦インフルエンザ症状（急な高熱・関節痛等）、⑧その他

2. 「登校時」について

- (1) スクールバス停へは、スクールバス運行時刻表の**5分前**に着くようにする。
- (2) 思いがけない気象条件の悪化・事故・その他の理由で、スクールバス運行時刻表の時刻を**30分過ぎても**バスが到着しない場合は、**帰宅する**。この場合は家庭学習とする。（学校にその旨を連絡する。）
また、スクールバス停までの単独通学生も、安全に留意して帰宅する。

3. 「下校時」について

- (1) スクールバス運行時刻表の**5分前には確実に**停留所に到着し、バスの到着がわかりやすい所定の場所で待つ。
- (2) 突発的な事情によりスクールバス運行時刻表の時刻に出迎えられない場合は、直ちに**学校に連絡**する。
- (3) スクールバス運行時刻表の**時刻を30分過ぎても**バスが到着しない場合は、学校に連絡するようにする。
- (4) 校時変更に注意しておく。

4. スクールバス通学で、特に注意すること

- (1) 交通規則を遵守して危険を防止する。
- (2) 必ず**定められたバス停**で乗り降りし、勝手に変更しない。

- (3) 付き添い者は必ず名札をつける。
 - (4) いつもの出迎えの人と異なる場合、その人がスクールバス運転手や介助員との面識がない時は必ず事前にその旨を学校に連絡する。またその場合は、スクールバス運転手や介助員に身元がはっきりとわかるように名札等着用する。
 - (5) 出迎えがない場合や、名札を着用されておらず、身元が確認できない場合は、バスから下車させずに学校に連れて帰る。その場合は、保護者が学校まで迎えに来る。付き添い者（スクールバス停への出迎え者）の身元を確認するため、「通学届」において下校時の付き添いすることが考えられる者を届け出る。
- ※登下校とも、時刻表より20分以上遅れる場合は「マ・メール」で連絡します。
なお、混乱を避けるために学校から電話連絡はしません。

5. 「通学上の『通学届』の提出」について

- (1) 保護者は、子どもの通学安全について万全を期すため、全員が『通学届』を提出する。
- (2) 通学方法や路線を変更する場合は、『通学変更届』を提出する。

6. 警報発表時のスクールバス運行等について

※別紙参照

7. 「単独通学」について

登下校はスクールバス停までの付き添い通学でスクールバス利用が原則であるが、保護者と該当学部および関係職員の話し合いにより、通学練習を始め、通学安全上の不安がなくなると認められた場合、単独通学を承認する。

ただし、通学安全上の不安が生じた場合は単独通学の承認を取り消す場合もある。

単独通学練習及び単独通学については、保護者の責任において安全に留意して行うこととする。

単独通学の形態としては、次の二つの場合がある。

- ①自宅からスクールバス停までの単独通学（部分単独通学）
- ②自宅から学校まで、スクールバス以外の交通手段を利用した通学（完全単独通学）

放課後等テイクサービスや障害福祉サービスを利用される方について

- 放課後に直接、福祉サービスを利用開始する場合は、学校に連絡してください。
学校から各事業所に『送迎確認カード』を発行します。（事業所は、このカードを持って、学校やスクールバス停等で出迎えをします。）
- 利用日は、必ず『福祉サービス利用にかかる下校方法確認カード』に記入して各担任に知らせてください。（『福祉サービス利用にかかる下校方法確認カード』は毎月、学校から連絡帳にはさんでお渡しします）